

一括請求 Assist ソフトウェア使用約款

第1条（使用許諾）

株式会社十六銀行（以下、「当行」といいます。）が提供するじゅうろくでんさいサービス（以下、「でんさいサービス」といいます。）の利用契約者（以下、「お客さま」といいます。）は、でんさいサービスの一括記録請求データ作成用ソフトウェア「一括請求 Assist」（以下、「本ソフトウェア」といいます。）を、本使用約款の各条に従うことを条件に無償で使用することができるものとします。

第2条（利用する目的の範囲）

当行はお客さまが当行の提供するでんさいサービスを利用する目的の範囲で本ソフトウェアの使用を許諾します。

第3条（使用の制限）

1. お客さまは、本ソフトウェア及び付属するドキュメントについて、第三者への移転、譲渡、再使用許諾を行ってはならないものとします。
2. お客さまは、本ソフトウェアの全部または一部および本ソフトウェアのサポートに基づき提供されたプログラム等の全部または一部について、リバースエンジニアリングその他の方法により解析を行ってはならないものとします。
3. お客さまは、本ソフトウェア及び本ソフトウェアのサポートに基づき提供されたプログラム等にいかなる変更または修正を行ってはならないものとします。
4. お客さまは、本ソフトウェア及び本ソフトウェアのサポートに基づき提供されたプログラム等に表示した著作権表示を削除してはならないものとします。

第4条（ソフトウェアの権利関係）

1. お客さまは、本使用約款に基づく使用許諾を除き、本ソフトウェア、本ソフトウェアのサポートに基づき提供された全てのプログラム等及び情報等に関するいかなる権利も有しません。
2. 本使用約款に基づく使用許諾を除く本ソフトウェア及び本ソフトウェアのサポートに基づき提供されたプログラム等に関する一切の権利は株式会社エヌ・ティ・ティ・データに帰属します。

第5条（機密保持）

お客さまは、本使用約款に基づく本ソフトウェア等の使用継続中または、使用終了後にかかわらず、本ソフトウェア、本ソフトウェアの使用を通じて知り得た本ソフトウェアに関する全ての情報、本ソフトウェアのサポートに基づき提供された全てのプログラム及び情報を機密保持するものとし、第三者に開示してはなりません。

但し、以下の各号に規定する情報は、機密保持の対象外とします。

- (1) 当該情報を取得した時点で既に公知となっていた情報
- (2) 本使用約款に違反することなく当該情報を取得した後に公知となった情報
- (3) 当該情報を取得した時点で既にお客さまが保有していた情報
- (4) 正当な権限を有する第三者から秘密保持義務を負うことなく合法的に入手した情報

(5) 当行から開示された秘密情報を利用することなく独自に知得したもの

第6条（従業員等に対する措置）

1. お客様は、お客様の従業員、派遣社員、嘱託社員等お客様の指揮・命令を受けて、お客様の業務に従事する者（以下、総称して「お客様の従業員等」といいます。）に対して、本使用約款の目的に必要な範囲で、本ソフトウェアを使用させることができます。なお、お客様は、お客様の従業員等に本ソフトウェアを使用させるにあたっては、本使用約款においてお客様が負っている義務と同等の義務を遵守させるものとします。

2. 前条の規定に関わらず、お客様は、本ソフトウェアの使用のために必要な情報をお客様の従業員等へ開示することができます。但し、この場合、お客様は、お客様の従業員等が、知り得た前条所定の情報を第三者へ開示若しくは本使用約款の目的に必要な範囲を超えて利用または使用しないよう適切な措置をとるものとします。

第7条（使用終了時の義務）

お客様は、本使用約款による本ソフトウェアの使用を終了した場合、本ソフトウェア本体、関連する全てのプログラム及び情報等を、お客様の責任と負担において破棄するものとします。

第8条（損害賠償）

本ソフトウェアを使用してお客様が期待する結果が得られない場合及び本ソフトウェアを使用した結果、お客様が直接的あるいは間接的に損害を被った場合は、本ソフトウェアないしデータの瑕疵その他原因の如何に関わらず、当行は賠償の責めを負いません。

第9条（使用の終了）

1. お客様は、本ソフトウェア本体、関連する全てのプログラム及び情報等を、破棄することで本ソフトウェアの使用をいつでも終了することができます。

2. 当行は、お客様が本使用約款に違反したとき、当行が本ソフトウェアの提供を中止したとき、または当行がその他止むを得ない事由があると認めたとき、本ソフトウェアの使用を直ちに終了できるものとします。

第10条（規定の変更）

当行は本使用約款の内容を変更する際は、当行ホームページ等、当行の定める方法によりお客様に告知します。お客様が変更日以降に本ソフトウェアを使用する場合は、変更した使用約款を承諾したものととして取扱いします。なお、当行任意の変更によって損害が生じたとしても当行は一切責任を負いません。

第11条（準拠法・管轄）

本使用約款の準拠法は日本法とします。本使用約款に関する訴訟については、当行の本店の所在地の管轄裁判所とします。

以上